

知ってお得 納めて安心 国民年金のお知らせ

特別障害給付金制度

4月から、障害基礎年金の請求ができなかった障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

対象

次の①または②に該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金の1、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに、当該障害状態となった方に限られます。

- ①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生
- ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合などの加入者）の配偶者

支給額

1級：月額 5万円 2級：月額 4万円

支給額は、毎年度、物価の変動に応じて改定されます。また、本人の所得によっては、支給が全額または半額停止される場合があります。

支払いは、偶数月の年6回です。

窓口

請求の窓口は、市民課国民年金係です。また、障害認定などの審査、支給事務は、岐阜社会保険事務局（社会保険庁）で行います。

ご注意

- ①給付金の支給は、請求のあった月の翌月分から支給します。請求が遅れた場合には、さかのぼって支給できませんので、5月分から受け取るためには、4月中に請求してください。
- ②障害給付の認定事務は、過去の状況を確認する必要があり、時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

国民年金保険料免除基準が変わりました

国民年金保険料の納付が困難な方に対する全額・半額免除制度の基準が、4月から変わりました。

該当すると思われる方は、市民課国民年金係へご相談ください。

前納がお得です！ 国民年金保険料

一定期間（1年間分または半年分）の保険料を前もって納める「前納」は、毎月納めるのに比べて手間が掛からず、納め忘れることもありません。また、一定額の割引があるので、大変お得な制度です。

保険料を5月2日までに前納すると…

1年前納 162,960円 ▶ 160,070円

年間で2,890円お得です！

半年前納 81,480円 ▶ 80,820円

※保険料の月額を
13,580円で算出。

ご注意ください！

●口座振替により毎月納めている方で、前納を希望される場合は、口座から引き落としできませんので、早めに多治見社会保険事務所へ連絡してください。「前納用納付書」を送付しますので、5月2日までにお近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

●口座振替により「1年前納」「半年前納」されている方は、5月2日に指定された口座から引き落としされます。なお、口座振替による前納は、納付書による前納に比べ、さらにお得になっています。

1年前納 159,540円 半年前納 80,550円

●納付書で納めている方で、前納を希望される方は、「前納用納付書」で5月2日までにお近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

●5月以降に前納を希望される方は、申し出をされた月から翌年3月までの前納ができますので、多治見社会保険事務所へお申し出ください。

詳しくは、市民課国民年金係（内線137・138）、または多治見社会保険事務所（☎②0255）へどうぞ。

